

**平成30年度久留米市中学校英語教育充実事業  
「中学生イングリッシュ・キャンプ」業務委託仕様書**

1 業務名

平成30年度久留米市中学校英語教育充実事業「中学生イングリッシュ・キャンプ」

2 総則

- (1) 久留米市（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）とは、業務履行に際し、契約書に定めるもののほか、この業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、委託業務履行に関する法令を遵守して行わなければならない。
- (2) 乙は、外国語指導助手の雇用にあたっては、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平 19. 8. 3 厚生労働省告示第 276 号）を遵守しなければならない。
- (3) 仕様書に定めのない事項であっても委託業務履行に当然必要と認められる事項については、甲の指示により、乙の負担においてこれを処理するものとする。

3 履行場所

久留米市立久留米商業高等学校

4 履行期間

業務の履行期間は、契約締結日から平成30年8月31日までとする。

5 履行日

業務履行日は、平成30年8月20日（月）～8月22日（水）（2泊3日）とし、業務履行時間は、1日目の9時00分から3日目の18時00分までの間（ただし、22:00～7:00を除く。）とする。

6 履行人数

履行人数は12名以上とし、そのうち外国語指導助手を6名以上とする。なお、参加者数に則して、甲乙協議の上、人数の配分を行うこととする。

7 委託業務の内容

乙は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 久留米市中学生イングリッシュ・キャンプに関する活動計画を作成し、事前に甲の承認を得ること。
- (2) 基本的な英語表現や、「話すこと」及び「書くこと」を重視した、ペア・トーク、スピーチ、ディベート、アーギュメント活動等、コミュニケーション力や表現力を高める教材や活動計画を作成し、事前に甲の承認を得ること。
- (3) 久留米市中学生イングリッシュ・キャンプの実施
- (4) その他甲が必要と認め、乙が合意する業務

8 外国語指導助手の要件

外国語指導助手は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 日本国法令を遵守すること。
- (2) 外国籍を有すること。

- (3) 出入国管理及び難民認定法の定める在留資格「教育」を有すること。
- (4) 大学の学士号取得者であること。
- (5) 語学教師としての資格を有する者又は英語教育に熱意があること。
- (6) 英語を母国語とし英語圏諸国における英語の発音、リズム、イントネーション、発声において標準的なモデルを授業その他において示すことができること。現代の標準的な語学力を備え、文章力、文法力が優れていること。
- (7) 日本における教育、特に外国語教育に関心があること。
- (8) 積極的に児童及び生徒と共に活動する意欲があること。

## 9 乙の外国語指導助手指導監督義務等

乙は、外国語指導助手に対して次に掲げる事項を指導し、遵守させる義務を負う。

- (1) 外国語指導助手が、業務の遂行にあたって全力を挙げて専念し、その責任を果たすようにすること。
- (2) 外国語指導助手が業務を遂行するにあたり、法令及び久留米市が定める条例、規則等に従い、かつ乙による業務上の命令に忠実に従うようにすること。
- (3) 外国語指導助手が、相互に人格を尊重し秩序と品位の保持に努めるようにすること。
- (4) 外国語指導助手が、久留米市が管理する財産の保全と効率的活用に、十分な注意を払うようにすること。
- (5) 外国語指導助手が、火災・盗難等事故防止に努めるようにすること。
- (6) 外国語指導助手が、その指導助手としての信用を傷つけ、又は甲全体の不名誉となるような行為を行わないようにすること。
- (7) 外国語指導助手が、法律等に特別の定めがある場合を除くほか、業務上知り得た秘密を漏らさないようにすること。また、この職を解かれた後においても同様とする。
- (8) 外国語指導助手が、その業務遂行中に宗教活動、営利活動又は政治活動を行わないようにすること。

## 10 経費負担

本業務に要するすべての経費については、乙の負担とする。

## 11 その他

本仕様書の内容については、契約期間中に甲乙協議の上、変更することがある。